

京都市市営住宅緊急連絡先事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）別表に掲げる市営住宅に係る京都市市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第5条に定める緊急連絡先について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（緊急連絡先の役割）

第2条 緊急連絡先の役割は、市営住宅での火災や漏水事故、安否確認等の緊急の連絡を要する時において、入居者と連絡がつかない場合、代わりの連絡先として対応するものである。

（入居承認時における緊急連絡先）

第3条 入居承認を受けた者は、規則第5条第1項に定めるところにより、市営住宅の引渡しの日までに、緊急連絡先を選任し、その者の承諾を得たうえで、市長に届け出なければならない。

2 緊急連絡先は、前条の役割を担うことができる場合には、自然人以外にも法人及びその他の団体を選任することができる。

3 第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した「緊急連絡先届出書（新規・変更）」（第1号様式）（以下「届出書」という。）によらなければならない。ただし、緊急連絡先が法人及びその他の団体の場合は、第4号の記載は要しない。

（1）入居承認を受けた者の氏名

（2）入居承認を受けた者が入居しようとする市営住宅の名称及び住宅番号

（3）緊急連絡先の氏名（ただし、緊急連絡先が法人及びその他の団体の場合は名称）、生年月日（ただし、緊急連絡先が法人及びその他の団体の場合は不要とする。）、電話番号及び住所

（4）緊急連絡先の勤務先名称、勤務先電話番号及び勤務先所在地

（5）入居者との続柄・関係

（6）その他市長が必要と認める事項

4 緊急連絡先は、同居親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、京都市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップを宣誓し、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた者その他婚姻の予約者を含む。）を選任することはできない。

（入居の承継時における緊急連絡先）

第4条 入居の承継の承認を受けようとする者は、規則第15条第3項に定めるところにより、承認の申込みをする際に、緊急連絡先を選任し、届出書を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による緊急連絡先の届出については、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1項及び第3項中「入居承認を受けた者」とあるのは「入居承継の承認を受けようとする者」と、前条第1項中「市営住宅の引渡しの日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(緊急連絡先の死亡等の場合における新たな緊急連絡先)

第5条 市営住宅の入居者は、第3条及び前条の定めにより届け出た緊急連絡先が死亡

(緊急連絡先が法人その他の団体の場合は、解散)したとき、又は緊急連絡先を変更しようとするときは、規則第5条第2項に定めるところにより、緊急連絡先を新たに選任し、届出書を市長に届け出なければならない。

(緊急連絡先の住所等の変更の場合における新たな緊急連絡先)

第6条 市営住宅の入居者は、第3条及び第4条の定めにより届け出た緊急連絡先について、住所等の届け出た事項に変更があったときは、規則第5条第2項に定めるところにより、変更のあった事項を記載のうえ、届出書を市長に届け出なければならない。

(緊急連絡先届出書の確認)

第7条 第3条から前条の定めにより提出された届出書について、その記載内容の確認のため、市長は、必要があると認めるときは、緊急連絡先に対し連絡を行うことができる。

(緊急連絡先届出書の補正)

第8条 第3条から第6条の定めによって提出された届出書に訂正や補正が必要な場合には、市長は、届出者等に対し訂正指示を行うとともに、補正を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(関係要綱の廃止)

3 この要綱の施行に伴い、京都市市営住宅保証人事務取扱要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際現に提出されている旧要綱による「緊急連絡先届出書」は、この要綱による様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。